

令和3年11月18日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成28年11月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会HPに掲載しています。

報告：令和2年11月から令和3年9月までの申請書件数は2,240件で全体の0.20%でした。
※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成28年7月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：①新入会者・届出事項変更者（移転、管理者変更）への看板画像提出後の指導継続。（適正化理念、広告ガイドラインの進捗、各保健所の現状説明等）

【R2.11～R3.9まで 指導連絡件数 18件】

※届出事項変更者、看板取替え、広告チラシ、ホームページ作成について、事前相談は増加傾向。

【R2.11～R3.9まで 電話・メール相談件数 17件】

②違法広告チラシ（情報提供）の確認。

- ・整骨院、接骨院記載チラシ
- ・整体院・カイロのみの記載であるが整骨院・接骨院チラシ
- ・整体院等の無資格業者チラシの分類

※情報提供数は減少傾向であるが、同一施術所からの違法チラシ多数あり。

報告：①令和2年11月から令和3年9月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保険医療企画課に44件の情報提供を行いました。

また、保険医療企画課に訪問時、各保健所の担当者によって看板の適正基準が異なる場合があり、また施術所名称についても「鍼灸整骨院」が受理される場合と「鍼灸院・整骨院」でないと受理されない場合がある事例を報告し、統一対応を要望しました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

- ①令和2年11月から令和3年9月までの研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止しています。
- ②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、令和2年11月から令和3年9月までの間に延べ1,518件ありました。